

1 基本的な考え方

◎市の責務

栗東市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び滋賀県の国民の保護に関する計画を踏まえ、栗東市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

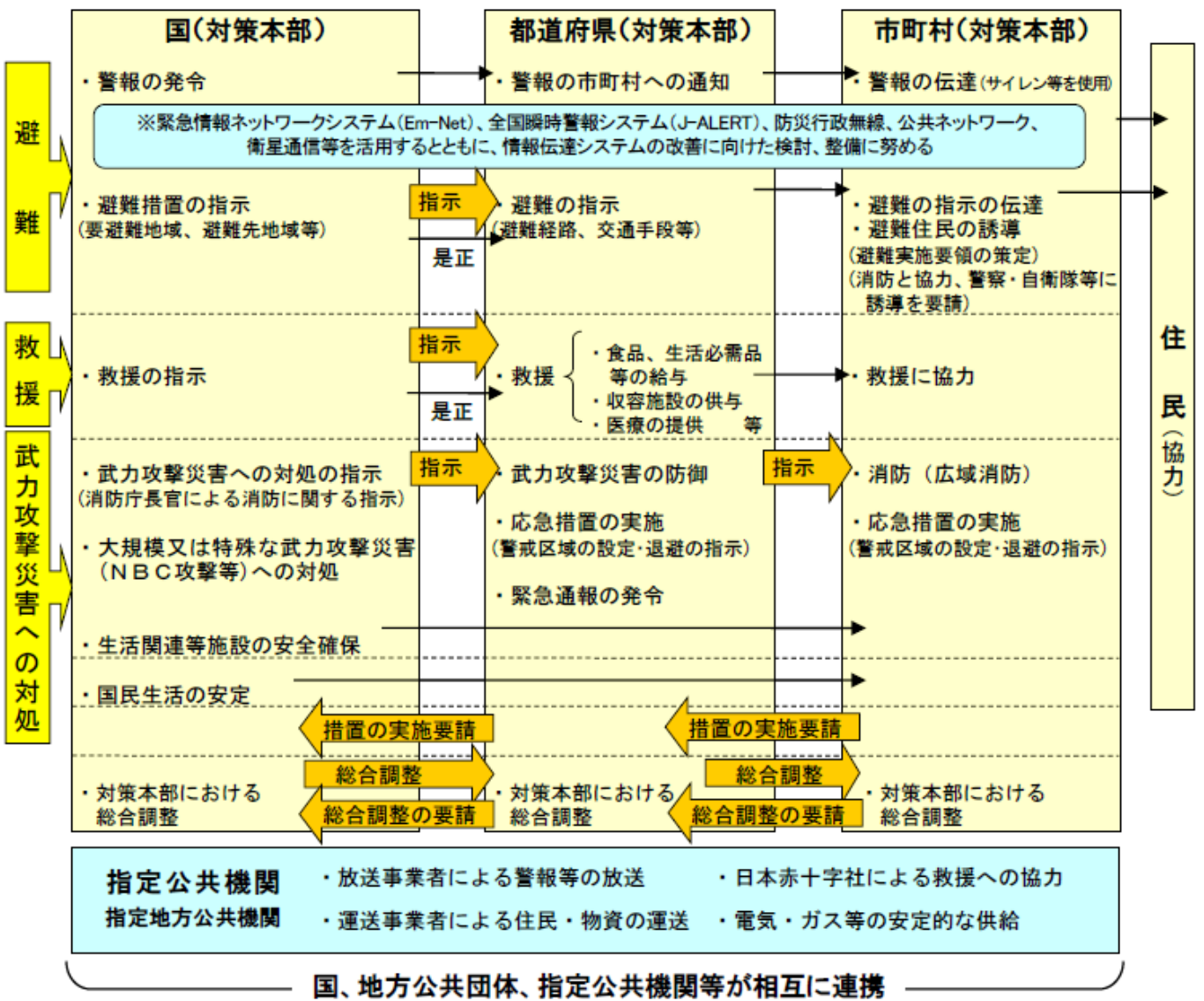
◎計画に定める事項

- ① 国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他栗東市域に係る国民の保護のための措置に関し栗東市長が必要と認める事項

◎基本方針

- ① **基本的人権の尊重**：日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。
- ② **国民の権利利益の迅速な救済**：国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。
- ③ **国民に対する情報提供**：国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。
- ④ **関係機関相互の連携協力の確保**：国、県、広域消防、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。
- ⑤ **市民の協力**：必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。
また、栗東市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア、事業所への支援に努める。
- ⑥ **高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施**：高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- ⑦ **指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**：指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- ⑧ **国民保護措置に従事する者等の安全の確保**：国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

◎国民の保護に関する措置の仕組み



◎対象とする事態

種別		特徴等
武力攻撃事態	①着上陸侵攻	広範囲、長期に及び、戦闘が予想される地域から広域避難が必要。
	②ゲリラや特殊部隊による攻撃	被害範囲は比較的狭いが、事前予測が難しく突発的に被害が生じる。
	③弾道ミサイル攻撃	短時間で着弾し、弾頭の種類に応じて被害の様相、対応が異なる。
	④航空攻撃	兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標の特定が困難。
緊急対処事態	NBC攻撃	①核兵器 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要。 ②生物兵器 人に知られず散布可能で、感染者の移動により被害が拡大する可能性。 ③化学兵器 気象等の影響により風下方向に拡散し、汚染された地域の除染が必要。
	攻撃対象施設	①危険物を内在する物質を有する施設 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、ダム等の破壊等。 ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破等。
	攻撃手段	①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入。
		②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来。

2 平素からの備えや予防

◎組織・体制の整備

以下について定めている。

栗東市等における組織、体制の整備	職員参集基準、消防機関の体制、国民の権利利益の救済に係る手続き
関係機関との連携体制の整備	広域消防との連携、県との連携、近接市町との連携、指定公共機関等との連携、ボランティア団体等に対する支援
通信の確保	非常通信体制の整備・確保
情報収集・提供等の体制整備	警報等の伝達、安否情報の収集・整理・提供、被災情報の収集・報告
研修及び訓練	研修機会の確保、訓練形態・項目

◎平素からの備え

以下について定めている。

避難	広域消防・隣接市との連携、避難行動要支援者への配慮、民間事業者からの協力等
救援	県との調整、市が実施する救援、救援に必要な基礎的資料の準備等
運送事業者	運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握、運送経路の把握
避難施設の指定	収容人数等県への必要な情報提供の協力、住民への周知
生活関連施設	生活関連施設の把握、水源地の災害に対する平素からの備え、変電所等の平素からの備え

◎物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材（安定ヨウ素剤、化学防護服等）について、備蓄・調達体制を整備する。

◎国民保護に関する啓発

広域消防の協力のもと、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 武力攻撃事態等への対処

◎初動体制及び栗東市対策本部の設置

現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、栗東市としての的確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡本部」を設置する。また、国より指定を受けた場合は対策本部を設置する。

◎関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、

国、県、広域消防、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する。

連携先	主な連携内容
国・県対策本部等 知事、指定行政機関、 指定地方行政機関	国・県の現地対策本部への連絡員の派遣、国・県と共同で現地対策本部の設置、運用等 所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請、職員の派遣要請
自衛隊	避難住民の誘導・救援、武力攻撃災害への対処、武力攻撃災害の応急復旧等
他の市町村長	応援の要求、事務の一部の委託
ボランティア団体等	自主防災組織への適切な情報・資材の提供、ボランティア受け入れ体制の確保等
住民	避難住民の誘導・救援、消火、負傷者の搬送、保健衛生の確保等

◎警報及び避難の指示

<警報の伝達等>

県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体に警報の内容を伝達する。

<避難住民の誘導等>

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。

◎救援

国の「救援の程度及び基準」及び滋賀県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

◎安否情報の収集、提供

他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、安否情報システムを適切に運用して行う。

◎武力攻撃災害への対処

以下について定めている。

武力攻撃災害への対処	知事への措置要請、職員の安全の確保、武力攻撃災害の兆候の通報等
応急措置等	退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担、消防に関する措置等
生活関連等施設における災害への対処等	生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃の災害の防止及び防除等
NBC 攻撃による災害への対処等	国の方針に基づく措置の実施、汚染原因に応じた対応等

◎保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保及び武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理について、地域防災計画に準じて行う。

◎国民生活の安定に関する措置

県等の関係機関と連携して、生活関連物資の価格安定、避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保に関する措置を行う。

◎特殊標章等の交付及び管理

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付・管理する。

4 復旧等

◎応急の復旧

市が管理する施設、設備の緊急点検、通信機器の応急復旧を行う。また、ライフライン施設、道路等の被害状況を把握し、避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧を行う。

◎武力攻撃災害の復旧

国が示す方針に従い、県と連携して当面の復旧の方向を定める。その際、一般住民との十分な情報の共有と対話を重ねながら復旧体制の整備に努める。

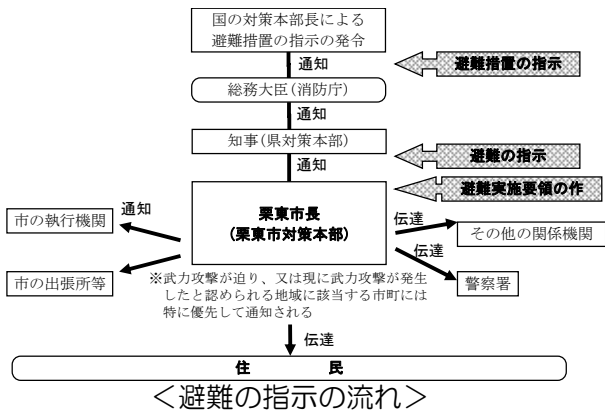
◎国民保護措置に要した費用の支弁等

原則として国が負担することとされており、国に対し負担金の請求を行う。

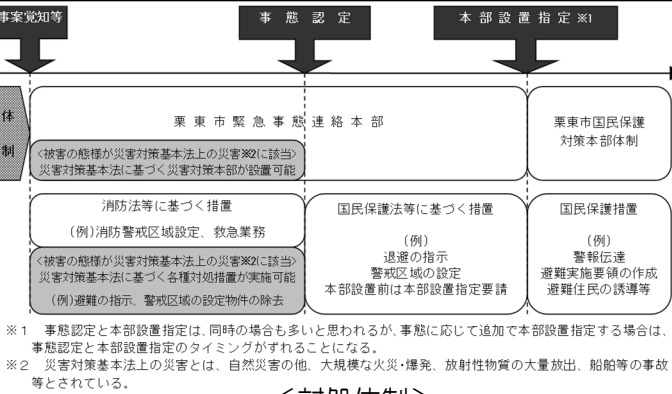
5 緊急処理事態への対処

警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

警報の通知および伝達は、国が対象となる地域の範囲を決定することから、その地域を管轄する機関等の管理者等に対して行う。その他は、武力攻撃事態等に準じて行う。



<避難の指示の流れ>



<対処体制>

※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。